

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第38号	
事故等種類	乗揚（定置網）	
発生日時	平成22年10月20日（水） 17時30分ごろ	
発生場所	三重県志摩市御座埼灯台北方沖 御座埼灯台から真方位348° 700m付近 （概位 北緯34° 16.6′ 東経136° 45.1′）	
事故等調査の経過	平成23年3月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	ヨット シエスタ、15トン	
船舶番号、船舶所有者等	252-22450三重、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船底擦過傷 定置網 索擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗船し、御座埼灯台北方沖を志摩市浜島港に向けて約050°（真方位、以下同じ。）の針路で機走中、前方に大型船が錨泊していたため、御座埼灯台西方約0.9海里地点で針路を070°に変針した。</p> <p>船長は、レーダーが故障していたので、GPSプロッターの電源を入れ、速力1～2ノットで航行中、平成22年10月20日17時30分ごろ、GPSプロッターが作動する前に船底にショックを感じ、御座埼灯台北方沖の定置網に乗り揚げた。</p> <p>本船は、キールと舵の間に定置網のロープが絡まり動けなくなった。</p> <p>船長は、海上保安庁に連絡し、翌日、自力で脱出して浜島港に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 小雨、風向 北西、風速 約1m、視界 不良、日没時刻 17時15分ごろ</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、波高 約0.5m</p>	
その他の事項	<p>船長は、御座埼灯台北方沖での航行経験が約11年あり、慣れからいつもGPSプロッターを作動させずに航行していた。</p> <p>船長は、この海域に定置網が敷設されていることは承知していた。</p> <p>定置網には、灯火がなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、御座埼灯台北方沖を北東進中、船長が、船位の確認を適切に行わなかったことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、御座埼灯台北方沖を北東進中、船長が船位の確認を適切に行わなかったため、定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・GPSプロッター等で船位を確認しながら航行すること。